

令和5年度国民健康保険事業費納付金等の本算定結果等について

1 本算定結果について

愛知県から、令和5年度国民健康保険事業費納付金と標準保険税率の本算定結果として、次のとおり示されました。

(1) 国民健康保険事業費納付金

区 分	令和5年度 (A)	令和4年度 (B)	増減比較 (A - B)	
金 額	2,374,607,460 円	2,347,021,750 円	27,585,710 円	1.18%
一人当たり	151,062 円	139,653 円	11,409 円	8.17%

※ 「一人当たり」は一般被保険者分で、退職被保険者分は含まれておりません。

(2) あま市標準保険税率 (県統一の保険料算定ルールによる、資産割のない3方式の保険税率)

区 分	令和5年度				令和4年度 合計(B)	増減比較 (A - B)
	医療分	後期支援分	介護分	合計(A)		
所得割	6.62%	2.72%	2.28%	11.62%	10.85%	0.77pt
均等割	28,667 円	11,407 円	11,858 円	51,932 円	48,250 円	3,682 円
平等割	18,543 円	7,378 円	5,864 円	31,785 円	29,718 円	2,067 円

※ 収納率 (保険者規模別) 令和5年度 : 95.00% 令和4年度 : 94.74%

2 令和5年度国民健康保険税率 (案) の算出

(1) 財源不足額

国民健康保険事業費納付金を支出するにあたり、保険税収納必要額と現行税率での収納見込額の差額である **1億7,954万2,000円** の財源不足額が生じます。

区 分		金 額	備 考
A	国民健康保険事業費納付金	2,374,607,460 円	
B	保険税収納必要額	1,699,145,000 円	【 A ± 県公費等 】
C	現行税率での収納見込額	1,519,603,000 円	
D	財源不足額	179,542,000 円	【 B - C 】

(2) 平成 30 年度の運営協議会で決定した方向性

令和元年度から 5 年間で、県の示す標準保険税率（あま市収納率に置き換え後）に向けて、段階的に税率等を改正する。

ア 保険税率

段階的に税率を改正し、一般会計繰入金（法定外）のうち、決算補てん等目的の額の解消・削減を図る。

⇒ 新型コロナウイルス感染症の影響や物価上昇等により国民健康保険被保険者の経済的負担が増加している状況の中、国民健康保険税の大幅な負担増加を抑制するため、一般会計繰入金（法定外）による補てんを受けられるよう調整した結果、令和 5 年度においては、**1 億 1,050 万円**（令和 4 年度：1 億 1,044 万 5,000 円）の補てんを受けることになりました。

イ 資産割の廃止

資産割税率を毎年度 7%削減し、相当税額を所得割に振り替え、課税方式を所得割、均等割及び平等割の 3 方式とする。

⇒ 令和 5 年度に資産割を廃止、3 方式となります。

ウ 課税割合

段階的に課税割合を所得係数 β （応能割 1.2 : 応益割 1）に配分変更する。

⇒ 令和 5 年度に所得係数 β に配分変更となります。

(3) 財源不足額に対する財源内訳

財源不足額に対して一般会計繰入金による補てんを受けることにより、税率改正分の金額が、**6,904 万 2,000 円**となりました。

区 分		金 額
財 源 不 足 額		179,542,000 円
財源内訳	一般会計繰入金	110,500,000 円
	税率改正分	69,042,000 円

(4) 令和 5 年度国民健康保険税率（案）と影響額

令和 5 年度国民健康保険税率（案）とモデルケースごとの影響額は、次ページのとおりとなりました。